

一般財団法人オリンピック Q シリーズ 2028 東京財団

第 3 回 理 事 会

議 事 次 第

日時:2026 年 10 月 15 日(木) 15 時 00 分～

場所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 13 階 JOC オフィス内会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 決議事項

- ・第 1 号議案 内部監査規程の制定について

(2) 報告事項

- ・第 20 回アジア競技大会 (2026／愛知・名古屋) の視察について

(3) その他

3 閉 会

【配付資料】

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| ・ 内部監査規程の制定について | …資料 1-1 |
| ・ オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 内部監査規程(案) | …資料 1-2 |
| ・ 第 20 回アジア競技大会(2026／愛知・名古屋) の視察について | …資料 2 |

内部監査規程

「監査室設置規程」第4条業務遂行のため、財団内の監査を行う監査室の権限や遵守事項、被監査部門の対応が求められる事項を規定

監査の主なポイント

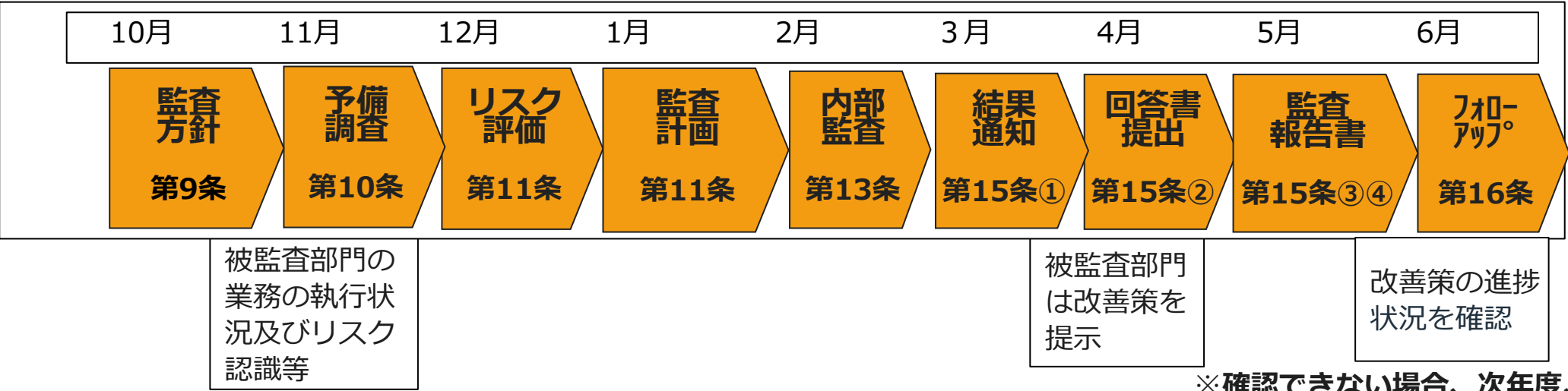
○ 対象範囲

当法人の制度・組織及び業務活動全般に及ぶ

○ 監査手法

リスクの評価に際しては予備調査の結果等に基づき、年次で監査計画を作成し、監事及び会計監査人と協議の上、リスクが高いと思われる事項を優先して監査（リスクアプローチ手法）

内部監査スケジュール（案）



※確認できない場合、次年度、優先的に内部監査を実施

< 案 >

一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団
内部監査規程令和8年 月 日
理 事 会 決 定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団（以下「当法人」という。）における内部監査に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 当法人における内部監査とは、当法人の資産の保全、業務効率の向上及び健全な業務の実現に貢献することを目的として、当法人に在籍する職員の職務執行に対し、当法人の制度、組織、業務活動等の有効性及び効率性並びにコンプライアンスへの適合性等の観点から検証し、改善のための提言等を行い、是正の状況を確認することをいう。

(対象範囲)

第3条 内部監査の対象範囲は、当法人の制度、組織及び業務活動の全般に及ぶ。

(実施主体)

第4条 当法人における内部監査は、監査室が行う。

- 2 監査室設置規程に基づき、監査室長は会長の命を受け、当該監査室の業務を掌理する。
- 3 監査室設置規程に基づき、監査室長及び監査担当者は、当法人の職員をもって充てる（以下「監査室長及び監査担当者」を併せて「内部監査人」という。）。

(内部監査人の権限)

- 第5条 内部監査人は、法人内の他の組織（以下「被監査部門」という。）に帳票、書類及び資料の提出を求め、又は事実の説明その他内部監査実施上必要な事項を聴取し、若しくは回答を求めることができる。
- 2 被監査部門は、内部監査が正確かつ円滑に行えるように、内部監査人に対し積極的に協力しなければならない。前項の要求に対し正当な理由なくこれを拒否し、又は虚偽の回答をしてはならない。

(内部監査人の遵守事項)

第6条 内部監査人は、厳正、公正かつ的確にその業務を行い、内部監査の目的遂行に努力しなければならない。

2 内部監査人は、被監査部門に対し、日常業務を著しく阻害し、停滞させることがないよう配慮しなければならない。

3 内部監査人は、職務上知り得たことを、正当な理由なく他に漏洩してはならない。

4 内部監査人は、被監査部門に対し業務の指揮・命令を直接行ってはならない。

(専門家の利用)

第7条 内部監査人は、内部監査の実施に当たって必要な知識、技能その他の能力を必要とする場合には、適切な助言と支援を他の部門及び外部の専門家等から受けることができる。

第2章 監査の計画及び実施

(監査手法)

第8条 内部監査に係る計画の作成及び実施に際しては、不正の未然防止、早期発見の観点から、当法人が執行する業務のリスク評価に基づき、リスクの高い事項を優先して監査する。

(監査方針の作成)

第9条 監査室長は、内部監査の実施に先立ち、年次で監査方針を作成する。

(予備調査の実施)

第10条 内部監査人は、前条により作成した監査方針に基づき、被監査部門に対し、業務の執行状況及びリスク認識等について予備調査を実施する。

(監査計画の作成)

第11条 監査室長は、前条により実施した予備調査結果等に基づき、被監査部門の業務の執行状況に係るリスクを評価して、年次で監査計画を作成し、監事及び会計監査人と協議の上、会長の承認を受け、理事会に報告する。

(実施通知)

第12条 監査室長は、被監査部門の責任者に対し、事前に内部監査の実施時期、監査事項等を内部監査通知書により通知する。

(実施)

第 13 条 内部監査人は、監査計画に基づいて内部監査を実施する。

2 前項のほか、理事会の決議又は会長の命に基づく特命監査を実施することができる。

(方法)

第 14 条 内部監査は、質問、書面若しくは実地監査、又はこれらの併用によって、事実関係を検証することにより行う。

第 3 章 監査結果の通知、報告

(結果の通知、報告)

第 15 条 監査室長は、内部の監査結果（以下「監査結果」という。）を被監査部門の責任者に通知する。

2 被監査部門の責任者は、監査結果に対する改善策を示した回答書をすみやかに監査室長に提出する。

3 監査室長は、前項の回答書の内容を踏まえ、内部監査報告書を作成し、会長及び監事に報告する。

4 会長は、内部監査報告書を理事会に報告する。

(フォローアップ)

第 16 条 内部監査人は、被監査部門が提出した改善策に基づき改善措置が実施されているか、問題点が是正されるまで進捗状況の確認及び検証を行い、監査室長は、会長及び監事に当該検証結果を報告する。

2 内部監査人は、前項の改善が確認できない場合、次年度以降に、優先的に当該被監査部門の内部監査を実施する。

(緊急報告)

第 17 条 監査室長は、内部監査の過程で重大かつ緊急を要すると認められる事実が明らかになった場合は、内部監査報告書の作成に先だって、会長及び監事に報告しなければならない。

第4章 監査関連文書の保存

(関連文書の整理保存)

第18条 内部監査人は、計画書及び報告書等内部監査に関連する文書を整理し、文書処理細則に基づき保存する。

第5章 雑 則

(委 任)

第19条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

(改 廃)

第20条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は、令和8年 月 日から施行する。

視察概要

- 目的
Qシリーズの大会運営を計画するに当たり、国際大会である第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）を視察し、主に実施4競技の会場整備や大会運営上のキーパーソンへの挨拶・ヒアリングを通じて、現場の知見・学びを得る。
- 視察スケジュール
9月24日(木)～25日(金) 4名、 26日(土)～27日(日) 3名、 10月2日(金)～3日(土) 3名
総長、事務次長を含む 計10名
- 訪問先
 - Aichi Sky Expo（愛知県国際展示場）：スケートボード、BMX
 - 金城ふ頭駅前特設コート：3x3バスケットボール
 - 名古屋市国際展示場[ポートメッセなごや]：スポーツクライミング
 - ガーデンふ頭：選手村
 - ONE ASIA WORLD（久屋大通公園）：メダリストセレブレーション他
 - 愛知国際アリーナ（IGアリーナ）：ホスピタリティラウンジ
 - 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（栄オフィス）

